



著作権の効力と活用

訂正情報

とくになし。

フォローアップ

法改正

とくになし。

判例

とくになし。

補足情報（付加説明，参考文献紹介）

章の冒頭のリード文（73頁）

以下に，リード文の仮想事例に関する筆者の考えを開陳する。

ただし，法律学の問題に対する答えには，絶対的な正答というものはない。あくまで自分の頭で考えることが大事で，基本的な筋道さえ外れていないのなら，違った結論に至ったとしても，それはそれで尊重されるべき解答である。この点をぜひ忘れないでほしい。

本書第2章で述べたように，著作権法は表現を保護しアイデアを保護しないが，小説のストーリーは，アイデアではなく表現と認めるべきである（22頁）。よって，漫画や映画に形式を変えようとも，元のストーリーが利用される限り，著作者の翻案権（27条）や翻案物利用権（28条）の効力が及ぶ。キシカワさんは，ナガタ君，ウガジン君，そしてミシヤTVのそれぞれに対して著作権の侵害を主張できるだろう。では，ナガタ君，ウガジン君はどうか。

ナガタ君は，漫画を創作したことによりキシカワさんの小説を原著作物とする二次的著作物の著作者の地位を得たことになるが（41・43頁），それについて翻案権や翻案物利用

権を主張できるのは、彼が独自に付加した創作的表現が利用される限りにおいて、である（96頁）。もし、ウガジン君が作成した映画の中にそのような要素が含まれておらず、単にストーリーを感得できるだけであるとすれば、それはもともとキシカワさんが創作した表現にほかならないから、ナガタ君は一切著作権を行使することができない（この場合、ウガジン君が作成した映画は、キシカワさんの小説のみを原著作物とする二次的著作物ということになる。もし、ナガタ君の創作的表現も同時に感得可能であるなら、ウガジン君の映画は、順番からいって三次的著作物ということになるが、そういう概念を用いる必要がないこともあって、講学上、三次的著作物とか四次的著作物といった言葉はあまり用いられない）。

ウガジン君も、映画化によって著作権を取得するため、ミシャ TV による放映に対して著作権を主張できる。

なお、ナガタ君もウガジン君も他人の著作権を侵害して自らの著作物を創作したことになるが、当該創作による侵害責任と著作権者の権利の取得は分けて考えるべきである（43頁）。

3 著作権の利用

III 著作権を財産として活用する（99頁）

本文に記したように（105頁）、著作権譲渡の対抗要件は登録であるが（77条1号）、ここで問題となる登録しないと対抗できない「第三者」は、無限定ではなく、自らも権利を譲り受けた者のことであって、侵害者は含まれない（制限説。したがって、単なる侵害者が訴追を免れるために譲受人の登録不備を主張する、ということではできない）。また、譲受人であってもしわゆる背信的悪意者は含まれない、というのが通説であり、裁判例の採用するところである（知財高判平20・3・27平19（ネ）10095号 [Von Dutch]）。

譲受人のうち、先行譲渡について悪意ではあるが（その事実を知ってはいるが）背信的とはいえない者（単純悪意者）が先に登録を了した場合には、先行譲渡の譲受人は確定的に権利を喪失することになる。

これは、民法をしっかりと勉強した人であればすぐ気がつくように、民法177条に関する通説・判例の考え方をそのまま踏襲したものである。しかし、同177条の当該解釈は、物権変動について登記を奨励するという往時の法政策に基づくものであって、今日では民法学においても有力な論者によって疑問視されている。土地登記に比べて不活発このうえない著作権の登録についてそのような法政策を採用すべきかは、さらに疑問の余地がある。筆者自身は、先行譲渡について悪意の者であれば、登録なくして対抗可能であると解しても取引の安全は害されないで、「第三者」からは単純悪意者を除外してもよいのではないかと考えている。詳しくは下記の文献を参照されたい。

本文に記したように、著作権は支分権の束という構成になっているが（74頁）、法改正によって新しく支分権が追加されるということがある。すでに権利の全部譲渡が行われていたところ、法改正によって新しく追加された支分権は譲受人のところに帰属するのか、それとも譲渡時点では当該権利は存在しなかったのだから、権利移転の合意対象には含まれず、譲渡人のところに帰属するのか、という問題がある。

同様に本文に記したように、支分権は（利用方法ごとに）小分けして譲渡できる（106頁）。ある支分権が譲渡されたところ、譲渡後に当該支分権の対象となる新たな利用方法が登場してきた場合に、譲受人は当該利用方法も含めた支分権を取得したといえるのか、それとも譲渡時点では当該利用方法は知られていなかったのだから、権利移転の合意対象には含まれず、譲渡人のところに帰属するのか、という問題がある。

前者の問題について、2件参考になる裁判例がある（東京地判平19・4・27平18（ワ）8752号・16229号，[HEAT WAVE]，東京地判平19・1・19判時2003号111頁[THE BOOM]）。これらは、すでに実演家の権利を譲渡する内容の契約が結ばれていたところ、後に法改正によって送信可能化権が実演家の著作隣接権として新たに追加されたという事案に関するものである。裁判所は、どちらのケースにおいても、送信可能化権も従前の譲渡の対象に含まれるという判断を下している。とくにHEAT WAVE事件判決では、当該結論を導くにあたって、実演家とレコード会社が所属する業界の慣行等が重視されている。

後者の問題についても、参考になる裁判例がある（東京地判平14・10・24平12（ワ）22624号[快傑ライオン丸]，東京高判平15・8・7平14（ネ）5907号[同控訴審]）。テレビ用特撮映画の国内全域における放送権を譲渡する契約がすでに結ばれていたところ、ずっと後に衛星放送サービスが本格化し、これが譲渡された放送権の対象となるかが争われた事案に関するものである（有線放送が対象となるか否かも争われていた）。興味深いことに、こちらでは1審も控訴審も衛星放送は譲渡された放送権の対象ではなかったと判示している。当該結論を導くにあたっては、将来発生する放送形態を含めた権利を譲渡する旨契約書に明記できたのにそうしなかったという点や、譲渡対価の額がそれらの利用方法も含めた額としては低廉であるという点が重視されている。

どちらの問題を考えるにあたって、契約の合理的な解釈、当事者間の適正なリスク配分といった視点が重要になる。ゆえに個別具体的なケースに応じて判断されるべきであり、ここで一般的な解釈指針を示すことは難しいが、さしあたり後者の問題に関しては、その利用方法が従来の利用方法を代替する性質のものなのか（例：ビデオテープに複製して販売→DVDに複製して販売）、それとも従来の利用方法と並ぶ新たな市場を創出したものなのか（例：地上波無線放送＋有線放送→地上波無線放送＋有線放送＋衛星放送）が区別されるべきであろう。新市場創出型のものも譲渡対象に含まれるというためには、それを支える積極的な根拠が必要であろう。

以上の論点に関しては、下記の文献を参照されたい。

拙稿「著作権契約をめぐる諸問題 1・2」高林龍編著『著作権ビジネスの理論と実践』（早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義，成文堂，2010）157頁，367頁

升本喜郎「判批」著作権判例百選〔第4版〕140頁（2009）

安藤和宏「判批」著作権判例百選〔第4版〕142頁（2009）